

II. 女性の活躍推進に係る各国の取組

1. フランス

(1) フランスの女性の活躍推進に係る取組の特徴等

- 基本法制等

- フランスでは、1999年および2008年に、「男性と女性の平等な参画」が憲法の改正によって明記され、政治、行政、経済分野にて、「パリテ（男女同数）」施策が推進されている。

- 政治分野

- 国の議会（国民議会（下院）、元老院（上院））から地方議会（地域圏議会、県議会、市町村議会）まで、「パリテ（男女同数）」施策が進められている。
- 比例代表制である元老院、地域圏議会、市町村議会の選挙では、比例代表名簿に、男女同数候補者を、男女交互の順番で掲載する義務がある。
- 小選挙区制である国民議会の選挙では、政党に、男女同数の候補を立てることが推奨されている（2014年末、国民議会の女性議員比率は26.2%）。同じく小選挙区制である県議会では、男女ペア立候補者制が、2013年に導入されたところである。

- 行政分野

- 2012年の法制定により、国家公務員・地方公務員等には、クオータ制が導入された。2013年から2018年の間に、クオータ制の対象ポストに任命する際、どちらかの性の割合を段階的に40%（2012年からは20%、2013年からは30%、2018年からは40%）にすることが義務付けられている。

- 経済分野

- 2011年の取締役会クオータ法の制定により、上場企業等の取締役会では、2014年1月1日までに20%以上、2017年までに40%以上の女性比率にすることとなっている。